

産業廃棄物最終処分場(安定型)

維持管理計画書

株式会社 カネダイワタナベ

別紙 3 (1/4)

施設操業時の維持管理方法

0. 埋立方法

セル方式で埋立を行う。

1. 飛散, 流出

産業廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように転圧締固め及び覆土を行う。

2. 悪臭

埋め立てる廃棄物の種類が安定物のみであることから、悪臭の発生はないものと想定されるが、覆土により対処する。

3. 火災

火災の発生を防止するために覆土を行う。消火器 2 個を処分場出入口に設置する。
また、緊急時には散水車（系列会社所有）を利用する。

4. 衛生害虫等

衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため覆土を行う。万が一衛生害虫の発生が認められる場合は薬剤散布を行う。

5. (1) 囲い

囲いの点検は別紙 3 - 0 により行う。破損した場合には速やかに補修、復旧する。

5. (2) ゲート

ゲートの点検は別紙 3 - 0 により行う。破損した場合には速やかに補修、復旧する。

6. 立札

産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく。立札の点検は別紙 3 - 0 により行う。立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧する。

また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。

7. 堰堤等の点検

堰堤等の点検は別紙 3 - 0 により行う。

また、地震、台風、大雨等の異常事態の直後には臨時に点検を行う。

点検の結果、堰堤等の損壊が認められる場合は速やかに補修を行う。

別紙 3 (2/4)

施設操業時の維持管理方法

8. 地下水等の水質検査

浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる観測井を最終処分場の上流側及び下流側の2箇所に設置し、双方の地下水の水質を比較することにより地下水の汚染を把握する。(点検頻度は別紙3-0のとおり)

①埋立処分開始前の地下水等の検査

埋立処分開始前の地下水の水質を把握し、埋立開始後の地下水の水質と比較して水質の状況を評価できるようにするため、水質検査を行い記録する(検査項目は別紙3-2のとおり)。

②埋立処分開始後の地下水等の検査

埋立処分開始後、別紙3-2の水質検査項目について1年に1回以上測定し記録する。ただし、水質検査項目のうち、年1回の水質検査で数年間定量下限値未満となり、かつ埋め立てる廃棄物の種類・性状から将来的にも検出される見込みがないと判断される場合、それらの項目を検査対象から除く。

③地下水等の水質の悪化が認められた場合の措置

水質検査の結果、水質の悪化(その原因がその最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く)が認められた場合には、水質の詳細な調査、水質悪化の原因の調査の実施及び新たな廃棄物の搬入を中止するとともに北海道知事(根室支庁)に連絡する。また、上記②によって検査対象から除かれた項目についても検査を行う。

ノルマルヘキサン抽出物質濃度の上昇が認められ、汚染を引き起こす可能性がある場合には、直ちに廃タイヤの受入および埋立を中止し、根室支庁に連絡し、対応を協議し、その結果、必要に応じて埋立廃タイヤを掘削、除去し、根室支庁の指導のもとに適切に処理する。

ホウ素濃度の上昇が認められ、汚染を引き起こす可能性がある場合には、直ちに廃FRPの受入および埋立を中止し、根室支庁に連絡し、対応を協議し、その結果、必要に応じて埋立廃FRPを掘削、除去し、根室支庁の指導のもとに適切に処理する。

④浸透水の水質検査

浸透水の水質検査を別紙3-2の水質検査項目について1年に1回、生物化学的酸素要求量(BOD)については1か月に1回行い記録する。

別紙3 (3/4)

施設操業時の維持管理方法

⑤浸透水の水質の基準不適合時の措置

浸透水が次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行うとともに、北海道知事(根室支庁)に連絡する。

- (1) 水質検査項目の結果が基準値(別紙3-2)に適合しないとき。
- (2) BODの水質検査の結果、BODが20 mg/lを超えているとき。

ノルマルヘキサン抽出物質濃度の上昇が認められ、汚染を引き起こす可能性がある場合には、直ちに廃タイヤの受入および埋立を中止し、根室支庁に連絡し、対応を協議し、その結果、必要に応じて埋立廃タイヤを掘削、除去し、根室支庁の指導のもとに適切に処理する。

ホウ素濃度の上昇が認められ、汚染を引き起こす可能性がある場合には、直ちに廃FRPの受入および埋立を中止し、根室支庁に連絡し、対応を協議し、その結果、必要に応じて埋立廃FRPを掘削、除去し、根室支庁の指導のもとに適切に処理する。

⑥地下水のダイオキシン類検査

埋立処分開始前及び開始1年後に地下水のダイオキシン類濃度を検査する。開始前に比べ、1年後のダイオキシン類濃度に明らかな増加が見られる場合は、ダイオキシン類の検査を継続する。

9. 展開検査

産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開検査場所において展開し、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入の有無について目視による検査を行う。展開検査の具体的な方法は別紙3-1のとおり。

10. 開口部の閉鎖

埋立処分が終了した埋立地は厚さ50 cmの土砂による覆いを行い開口部を閉鎖する。

11. 覆いの損壊防止

閉鎖までの間、埋立終了部分について、覆いの損傷を防止するため目視により1か月に1回定期的に点検し、異常が認められる場合は補修、復旧を行う。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。点検内容は別紙1-4のとおり。

別紙3 (4/4)

施設操業時の維持管理方法

12. 搬入路の維持管理

搬入路での車両走行の際に、粉じんの発生が見られる場合には、散水車（系列会社所有）により随時散水を行う。

13. 埋立終了から廃止までの維持管理方法

埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。

採取設備により採取された浸透水について、水質検査項目（別紙3-2）を1年に1回以上、BODを3か月に1回以上水質検査を行い、かつ記録する。

14. 交通安全対策

最終処分場に通じる唯一の道路である市道カツラムイ街道は、地区住民唯一の交通路であって小中学生の通学路にもなっている。そのため、自社および他社の廃棄物運搬車に対しチラシの配布や、沿道における看板や旗の掲示により交通安全の教育・啓蒙を図る。

また、市道カツラムイ街道には自社でカーブミラーを設置しており、根室市が歩道整備を予定している。

15. 取扱いマニュアル

最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、従業員教育を行う。